

## 仕 様 書

### 1 件名

地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター2施設で使用する電気の調達に係る単価契約

### 2 概要

(1) 対象建物 大阪国際がんセンター及び大手前立体駐車場

(2) 需要場所 (ア) 大阪国際がんセンター：大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番69号  
(イ) 大手前立体駐車場：大阪府大阪市中央区大手前3丁目6番1号

(3) 業種及び用途 大阪国際がんセンター：病院及び研究所  
大手前立体駐車場：駐車場

### 3 仕様

(1) 調達期間及び計量期間

調達期間

(ア) 大阪国際がんセンター

令和3年7月1日0時から令和4年6月30日24時までとする。

(イ) 大手前立体駐車場

令和3年7月2日0時から令和4年7月1日24時までとする。

計量期間

(ア) 大阪国際がんセンター

毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間

(イ) 大手前立体駐車場

毎月2日の0時から当該月の翌月1日の24時までの期間

(2) 電気供給条件

(ア) 大阪国際がんセンター

○契約種別 特別高圧電力 A

○電気方式 交流3相3線式

○標準電圧 20,000 V

○計量電圧 20,000 V

○標準周波数 60 Hz

○受電方式 常用・予備2回線受電

○発電設備 常用自家発電装置

(ア) 定格出力 610 kW

(イ) 台数 1台

(ウ) 用途 ピークカット用  
(工) 定格電圧 6.6 kV  
(才) 系統連系の有無 有  
(カ) アンシラリーサービス 対象  
非常用自家発電装置  
(ア) 定格出力 1,250kVA  
(イ) 台数 2台  
(ウ) 用途 非常用  
(工) 定格電圧 6.6 kV  
(才) 系統連系の有無 無  
(カ) アンシラリーサービス 対象外

(イ) 大手前立体駐車場

○契約種別 高圧電力 AS  
○電気方式 交流 3 相 3 線式  
○標準電圧 6,000 V  
○計量電圧 6,000 V  
○標準周波数 60 Hz  
○受電方式 1 回線受電  
○発電設備 なし

(3) 契約電力、予定使用電力量等 (別紙 1 及び別添参考資料参照)

(電力使用実績は、別紙 2 及び別表 3 を参照のこと。)

- ① 契約電力 (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。)

(ア) 大阪国際がんセンター

○契約電力 (常時電力) 3,200 kW  
○契約電力 (予備電力) 3,200 kW  
○契約電力 (自家補) 610 kW

(イ) 大手前立体駐車場

○契約電力 (現在) 24kW

② 予定使用電力量

(ア) 大阪国際がんセンター

16,429,000 kWh

(イ) 大手前立体駐車場

111,500 kWh

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができるものとする。

(4) 電力量等の検針

(ア) 自動検針装置 有

- (イ) 電力会社の検針方法 遠隔自動検針  
(ウ) 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 需給地点

(ア) 大阪国際がんセンター

需要場所における大阪国際がんセンターの特高受電室内の「89R11」及び「89R12」断路器の電源側端子接続点とする。

(イ) 大手前立体駐車場

需要場所における発注者の施設した構内引込みの地中開閉器電源側接続点とする。

(6) 電気工作物の財産分界点

上記と同じ接続点とする。

(7) 保安上の責任分界点

上記と同じ接続点とする。

(8) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づくものとするが、年間の引取電力量を設定し、又はこれに類する条件を付することは禁ずる。

(9) 力率

① 受注者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引又は割増しを行うものとする。なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、大阪府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。

② 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位を%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率(パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

③ 力率割引又は力率割増しは、基本料金に以下の計算式により得られた値（以下「力率割引又は割増し値」という。）を乗じることにより行うものとする。なお、まったく電気を使用しない場合、その力率は85%とする。

$$\text{力率割引又は割増し値} = 1.85 - \text{力率}/100$$

④ 契約期間における予定平均力率は100%とする。

（入札時の積算においても力率100%とする。）

(10) 燃料費調整

① 各月の燃料費調整単価を次のとおり算出し、燃料費調整単価を計量期間の使用電力量に乘じることにより燃料費調整を行うものとする。なお、平均燃料価格が27,100

円を下回る場合は、燃料費調整は差し引くことになる。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円/k}) * (0.156 \text{ 円/kWh} / 1,000)$$

$$\text{平均燃料価格} = A * 0.0140 + B * 0.3483 + C * 0.7227 \text{ (100円未満四捨五入)}$$

A：各平均燃料価格算定期間における1k1当たりの平均原油価格

B：各平均燃料価格算定期間における1t当たりの平均LNG価格

C：各平均燃料価格算定期間における1t当たりの平均石炭価格

※各平均燃料価格 A、B 及び C は需要場所を供給区域とする一般送配電事業者を兼ねる小売電気事業者が公表している値(当該月の五月前から三月前までの期間の燃料ごとの貿易統計実績価格の平均値)を使用すること。

② 入札価格の算定に当たっては、燃料費調整は考慮しないこと。

#### (11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)によるものとする。

② 入札価格の算定に当たっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

#### (12) アンシラシーサービス料金

発電設備系統連系サービス契約は、一般送配電事業者と需要者が直接締結し一般送配電事業者より需要者へ料金の請求を行うため、入札価格算定にあたってはアンシラシーサービス料金を対象外とする。

#### (13) 契約超過金

その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、受注者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

なお、契約超過金の算定は、原則として受注者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

#### (14) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、受注者は、清算金を請求することができるものとする。

なお、清算金の算定は、原則として受注者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

#### (15) 料金の算定

料金の算定は1月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の契約電力及び使用電力量に次の計算方法で行う。

電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金

基本料金 = 基本料金単価 × 契約電力 × 力率割引又は割増し値

電力量料金 = 電力量料金単価 × 使用電力量 + 燃料費調整額

※燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、計量期間の最終日の属する月の値を適用すること。

(16) 請求書について

請求書には、契約電力、使用電力量、電気料金を記載するものとする。(計算内訳書としての作成も可とする。)

(17) 支払方法

発注者が支払うべき電気料金については、受注者からの適法な請求書に基づき、請求書を受領した日が属する月の翌月末までに支払うものとする。なお、受注者が請求書を作成し、発注者が落札後に提示する送付先に送付するものとする。

(18) その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、大阪府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に双方協議の上で決定するものとする。

4. その他

受注者は、使用電力量について、発注者が必要とする情報を、Webからのダウンロード等により、常時提供すること。